

米軍機の飛行差止  
を勝ちとろう!

# 厚木爆同

【発行】

厚木基地爆音防止期成同盟  
発行責任者 大波修二  
事務所 大和市桜森3-5-3  
フォント1F  
TEL 046-240-7450  
FAX 046-261-5615  
bakudou@kanagawa.email.ne.jp



総会は定刻の13時に平岡副委員長の開会挨拶で始まり、爆同本部を代表して大波委員長が「集団的活動方針を決定。安倍政権の集団的自衛権行使など軍事優先に反対し、爆音解消へねばり強く闘い続けることを誓いました。

総会は定刻の13時に平岡副委員長の開会挨拶で始まり、爆同本部を代表して大波委員長が「集団的自衛権行使容認を許さず、違法爆音をなくす運動を進めよう」と挨拶しました。続いて来賓として、幹事長より連帯と激励の挨拶をいただきました。

# 集団的自衛権行使を許さない 沖縄と連帯し爆音のない空を

**委員長挨拶(要旨)**

戦争ができる国

軍事優先生活破壊を許さない

厚木爆同委員長 大波修一

（写真：大波修一）

第54回総会にご出席いただきありがとうございます。また、日頃より爆同運動にご協力いただき感謝申し上げます。

安倍総理は憲法を違った形で解釈して戦争が出来る国にしようとしています。憲法はご承知のように日本の基本的な約束事を規定しています。その憲法を憲法の条文を変えないで、その条文を解釈する事は、現在世界で最も多く

る事で、今までと違った方向に歩もうとしています。

そうなれば基地近隣住民の私たちの生活環境が悪化することは明らかです。それは基地が固定化し強化拡大されるからです。

これまでも平和憲法9条がありながら、個別の自衛権の確立と言ふ形で軍備を増強してきました。今度は集団的自衛権行使容認と言ふ事で、自分の国が侵略されなくとも仲良くしている国が攻撃を受けたら戦争をする事が出来るとしています。戦争が出来る国になると言ふ事は、現在世界で最も多く

の戦争を行ってきたアメリカと日本が、一緒になって戦争する事を意味します。全てにおいて軍事が優先され生活を破壊される懸念が広がります。さらに特定秘密保護法は軍事関係を特定秘密にし、基地被害を無くす私たちの反基地・平和運動は抑制されることになります。現在でも軍事が優先される基地政策が行われていますので、許す事が出来ません。

艦載機の離着陸訓練は全く酷い状況です。昨年は夜中に公然と爆音を轟かせて航空機が飛びました。近年部品落下事故が多くなり航空機の墜落の危険性も非常に高まっています。

私たちはこれ以上生活が破壊される状況を許すわけにはいきません。組織を強化して、市民意識を高め、違法爆音を無くす運動を進めて行きましょう。

013年度活動総括、中坪会計より同一般会計報告、石塚会計より同特別会計報告、川村会計監査より同会計監査報告が行われ、いずれも拍手で承認されました。

次に2014年度一般会計予算度活動方針として、①爆音解消と反基地強化、②航空機の墜落・部品脱落防止、③オスプレイ飛来阻止・P1哨戒機配備撤回、④秘密保護法廃止、⑤県下平和団体との連帯強化、⑥厚木爆音訴訟支援強化、⑦組織整備と拡大、等が提案されました。

活動方針(案)に対する質疑では、岩野代議員(大和南2支部)より「支部の再建に取り組み、班体制が確立された。これからも皆さんと共に活動して闘う」との総会決議を力強い拍手で採択し、大波委員長の音頭で「团结ガンバロー」を三唱して成功裡に閉会しました。

最後に「新基地建設に反対する沖縄県民と連帯し、爆音のない静かな空を取り戻すため全会員が团结して闘う」との総会決議を力強く決議されました。

(案)が提案され承認。役員補充について、特別執行委員に相澤義昭氏(座間支部・厚木爆音訴訟原告団事務局長)、書記次長に藤原康夫氏(大和北2支部)の提案があり、



約40年の爆音訴訟の継続により  
勝ち取った「飛行差し止め」判決

# 米軍機を止める!! 厚木爆音訴訟団が控訴決定

第四次厚木爆音訴訟は提訴以来6年

と言えます。

半の歳月を経て5月21日、横浜地方裁判所第1民事部において、判決が言い渡されました。その内容は、「厚木基地周辺住民に対する爆音被害は違法である」として損害賠償額の増額を認め、自衛隊機の夜間（午後10時～午前6時）飛行差し止めを命ずる画期的なものでした。

私たちの悲願である飛行差し止め

が、自衛隊機についてのみではあるものの、これまでの基地爆音訴訟でいずれも門前払いされてきた差し止めの厚い壁を、一歩でも打ち破ることができた点は、今後の闘いの大きな力となります。これは厚木爆同と原告団の40年近くにわたる爆音訴訟の継続と、全国的な基地訴訟運動の広がりによるもの

しかし、最も激しい爆音をまき散らしている米軍機の飛行については、「日本が米軍の活動を制限する根拠がない」との判断から、今回も差し止め請求は棄却されました。「米軍機の飛行差し止め」が認められない限り、爆音問題の解決はなく、大きな課題が残されています。そのため、私たちの闘いはまだ続きます。

第四次訴訟原告団は「米軍機の飛行差し止めが認められず、自衛隊機の飛行差し止め時間も十分ではない」として、控訴する方針を決定しました。厚

とした日米安保条約6条は、「それらの（使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は別の協定及び合意される他の取り決めにより規律される」と続きます（ここで注意すべきは「施設及び区域」は土地と水面に限定されており、空域は対象とされていないことです）。

条約には枠組みだけを示し、具体的な規定はありません。このように規律されるべきは「施設及び区域」は土地と水面に限定されており、空域は対象とされていないことです。

## ◆受信料の全額免除を日本（爆音加害者）が負担すべき

私たちは、米空母艦載機による激烈な爆音にみまわれ、耐え難い状況を解消するため、司法の場に訴えてきたことにより、「爆音は受忍の限度を超えるものであり、違法な爆音である」との判決を勝ち取りました。

このよう中、NHK受信料の訪問員（取り立て人）は、私たちのところに来て、いつまでも同じことを言つて帰ろうともせず、なかには大声をあげて「支払わなければ裁判も辞さない」という強い口調で受信料の支払いを迫ってきます。

私たちは、NHK受信料制度そのものを否定するものではありませんが、航空機の爆音によつてテレビの音が大き消され、まともな放送サービスが受け

木爆同は原告団と一体となって、「爆音のない静かな空を取りもどす」まで闘い続けます。

木爆同は原告団と一体となって、「爆音のない静かな空を取りもどす」まで闘い続けます。

木爆同は原告団と一体となって、「爆音のない静かな空を取りもどす」まで闘い続けます。

木爆同は原告団と一体となって、「爆音のない静かな空を取りもどす」まで闘い続けます。

◆米軍が望む所はどこでも基地にできる◆排他的な管理権を認められ、造成も環境汚染もやり放題。返還時の回復義務もない◆日本の航空法で禁止されている超低空飛行訓練ができる◆米兵による犯罪を日本側で裁くことは殆どかないため、爆音被害地域のNHK受信料を国（爆音加害者）が、全額を負担すべきと考えることから、受信料の全額免除にむけての行動（受信料不払い）に取り組んでいるところです。

しかし、最近の裁判では、受信料の支払いについて判断の分かれた判決が出されている状況下においては、「訪問員の多数回の訪問や電話連絡、NHK対応窓口変更通知や受信料特別対策センターが窓口となる通知」などの前兆があつたら、個人で解決せずに厚木爆同事務所に必ず連絡することが大事です。

さらに、NHK受信料訪問員の恐喝めいた態度での訪問が増えており、特に高齢者や一人暮らし、女性に対する激しい言葉づかいなどによるトラブルがあります。

従来からのトップダウン（本部からの指示）による組織運営だけではなく、ボトムアップ（会員の声を反映）を組み入れた組織運営をめざすものです。

どできない◆税金や公共料金が免除されている◆米軍構成員は、出入国に際して旅券もビザも必要とされない。等々

目的であつたことが最近の研究で明らかになっています。米国がそれを望むのはある意味当然で、問題は日本側の対応にあります。今回の爆音訴訟で登場する地位協定II 4 b（自衛隊基地の米軍利用）も60年代に基地の維持に困った米軍に対し、日本側から提案されたものです。「庇を貸して母屋を取られる」という故事がありますが、庇の下どこか母屋に招き入れているのが外務省

を中心にした日本政府なのです。

ぜひ、多くの皆様のご出席をよろしくお願い申し上げます。

なお、詳細については、支部長さんや爆同事務所にお尋ねください。

## 訪問支部会議に参加しよう 本部役員と意見交換を

## 基地対策協議会に 市民の声を反映

「平成26年度大和市基地対策協議会総会」が5月22日、大和市役所で開催されました。議題は、基地対策協議会委員の確認、規約の一部改正、前年度事業報告、新年度計画・予算、委員の所属部会などについて決定しました。

私は第2部会の所属となりましたが、第2部会では①NLPの硫黄島全面移転の促進、②航空機騒音の負担軽減、③厚木基地周辺の環境や安全対策の三点が所管事項であり、私たち爆同の活動と直接的に関係する内容です。

この訪問支部会議は、本部役員が厚木爆同の全支部（11支部）を訪ね、支部が抱えている課題や支部活動の活性化にむけての意見や要望をお聞きし、出された声をこれからの活動に反映させていくものです。

従来からのトップダウン（本部からの指示）による組織運営だけではなく、ボトムアップ（会員の声を反映）を組み入れた組織運営をめざすものです。

私は爆同会員の皆様の声や提案を委員会に反映し活動を進めていきます。

大和市基地対策協議会委員会（厚木爆同書記次長）  
藤原 康夫